

滞納処分チェックリスト

～納税者をまもるために～

このチェックリストは、納税者が税金（※以下「国税」という）を一括納付できない事態になった場合に、その財産を守りつつ適切に納税ができるよう、滞納処分に関する事項を簡単にまとめたものです。納税者の状況を鑑みながら、「納税者の権利保護」が成されているかどうか、このチェックリストを参考にしてみてください。

※国税のほか、地方税や社会保険料を含みます。

2 ページ……………納税猶予チェックリスト

- I. はじめに
- II. 納税の猶予 {国通法 46②・③}
- III. 換価の猶予 {国徴法 151・151 の 2}
- IV. 滞納処分の停止 {国徴法 153①}

3 ページ……………差押えチェックリスト

- V. 差押禁止財産 {国徴法 75}
- VI. 給料等の債権 {国徴法 76}
- VII. 事業用財産 {国徴法 78}

4 ページ……………滞納処分とは？



納税猶予チェックリスト

I はじめに

滞納処分とは、納税者が国税を納期限までに完納しない場合に、課税庁（以下、税務署）が国税を強制的に徴収する手続きをいいます。国税を滞納していると思われるときは、まずは下記をご確認ください。

【確認】

- 督促状が届きましたか？
- 滞納している国税の税目を把握していますか？
- 滞納の理由は被災や病気など正当な理由ですか？



【手続き】

- 税務署の窓口にご相談に行きましょう
- 収入計画や返済計画を示す準備をしましょう
- 差押えを回避する方法を次のIIからIVで確認しましょう

II 納税の猶予 {国税法 46②・③}

※納税緩和制度

納税の猶予は、納税者が国税を納付することができない場合に一定の要件の下で国税の徴収を猶予する制度です。納税者に災害等の事情が発生した場合に、他の納税者と同じ条件で納税させることは資力の回復の見地から相応しくないため、納税者の権利を保護するための規定になります。次の要件のいずれかに該当する場合には、猶予申請の手続きを確認しましょう。

【要件】

- 納税者の財産につき、災害等を受けたり盗難に遭ったりしましたか？
- 納税者又は親族が病気にかかり又は負傷しましたか？
- 納税者が事業を廃止又は休止しましたか？
- 納税者が事業につき著しい損失を受けましたか？
- 納税者に上記4項目に類する事実がありましたか？
- 本来の納期限から1年以上経過後に修正申告などにより納付税額が確定しましたか？



【手続き】（概要）

- 納税の猶予の申請書の提出を検討しましょう
- 担保を提供する準備をしましょう
- 猶予国税が100万円超かつ猶予期間が3月超の場合、担保が必要です
- 提供できる担保の種類（国債や代表者などの人的保証）を確認しましょう
- 財産目録等の提出を求められる場合があります

III 換価の猶予 {国徴法 151・151の2}

※納税緩和制度

換価の猶予は、滞納者に一定の事由がある場合に、滞納者に事業を継続させ又は生活を維持させながら、国税を円滑に徴収することを目的として、一定の期間、滞納者の財産の換価を猶予する制度です。この制度は差押えの猶予という側面もあるため、滞納処分の執行を猶予する制度といえます。次の要件のすべてに該当する場合には、猶予申請の手続きを確認しましょう。

【要件】

- 財産を直ちに換価すると事業の継続又は生活の維持が困難になりますか？
- 猶予により新たな滞納が発生せずに完納できる見込みですか？
- 国税を優先的に納付する意思がありますか？
- 猶予申請する場合、「換価の猶予の申請書」を納期限から6ヶ月以内に提出していますか？
- 猶予申請する場合、申請する国税以外に滞納国税はありませんか？



【手続き】（概要）

- 担保を提供する準備をしましょう
- 猶予国税が100万円超かつ猶予期間が3月超の場合、担保が必要です
- 提供できる担保の種類（国債や代表者などの人的保証）を確認しましょう
- 財産目録等の提出を求められる場合があります
- 税務署長の職権による換価の猶予を受けられる場合には申請手続きは不要です

IV 滞納処分の停止 {国徴法 153①}

※納税緩和制度

滞納処分の停止は、一定の要件を満たす場合に、滞納処分の執行を停止する制度です。その効果として差押えの解除、納税義務の消滅、延滞税の免除などが挙げられます。この執行停止は税務署長の職権による処分のため、滞納者の申請は認められていません。下記の要件のいずれかに該当する場合には、税務署長に執行停止を求める相談をしてください。

- 滞納処分をすることができる財産がないですか？
- 滞納者の所在及び滞納処分を執行することができる財産の所在が不明ですか？
- 生活が著しく窮迫するおそれがありますか？

差押えチェックリスト

V 一般の差押禁止財産 {国徴法 75}

差押えの対象となる財産は、差押えが禁止されている財産以外の財産でなければなりません。

以下の差押禁止財産（最低生活の保障、生業の維持、精神的生活の安寧の保障、社会保障制度の維持など種々の理由から法令により差押えが禁止されている財産）が差し押さえられていないかどうか、確認しましょう。該当するものがあれば税務署に差押えの解除を求める相談をしましょう。

- 生活に欠くことができない衣類や寝具等
- 生活に必要な 3 月間の食糧及び燃料
- 農業従事者の農業に欠くことができない肥料等
- 漁業従事者の水産物の採捕に欠くことができない漁網等
- 農業従事者及び漁業従事者以外の職人等のその業務に欠くことができない器具等
- 実印等で生活に欠くことができないもの
- 仏像位牌その他祭祀に直接供するため欠くことができない物
- 滞納者に必要な系譜日記これに類する書類
- 滞納者等が受けた勲章等
- 滞納者等の学習に必要な書籍等
- 発明又は著作に係るもので未公表のもの
- 滞納者等に必要な義手その他の身体の補足に供する物
- 建物の災害防止のため設置しなければならない消防用の機械器具等
- その他、国税徴収法に規定する差押禁止財産以外で、恩給や児童手当を受ける権利等

VI 給料等の債権の差押禁止 {国徴法 76}

給料等については、一定の計算式により求めた差押禁止額に相当する部分の金額は、差し押さえることができません。ただし、その差押えをすることに滞納者が同意した場合には、承諾した範囲内で給料等を差し押さえることができると規定されています。

まずは滞納処分により勤務先等への影響が生じることも考慮する必要があります。下記を確認して、差押禁止額を超える金額が差し押さえられていたら税務署に差押えの解除を求める相談をしましょう。

【勤務先等への影響】

- 勤務先に連絡がいくことを理解していますか？
- 勤務先が行政機関に国税を立替払いすることを理解していますか？
- 自動車税を滞納すると車検が受けられなくなることを理解していますか？
- ローン契約やクレジットカード携帯電話の申し込みの審査が厳しくなることを理解していますか？

【差押禁止額】

- 以下の差押禁止額（①～③の合計額）を超える金額が差し押さえられていませんか？もし差し押さえられている場合は、差押えに同意しましたか？

①各種控除額（所得税、住民税、社会保険料）

②最低生活費保証額（{10万+4.5万×生計を一にする親族の数}×給料等の支給期間（※）÷1月）

③体面維持費（{給料等－（上記①＋②）}×20%）

※雇用期間が1ヶ月未満の場合（例えば10日）なら、給料等の支給期間10日÷1月（30日）で計算します。

VII 事業用財産の条件付差押禁止財産 {国徴法 78}

代替財産を差押え財産として提供したときは、滞納者の事業用財産（条件付差押禁止財産）を差し押さえることができません。これは、事業用財産を積極的に活用し、その収入によって滞納国税を納めることを目的としている規定になります。下記を確認して、該当するものがあれば税務署に差押えの解除を求める相談をしましょう。

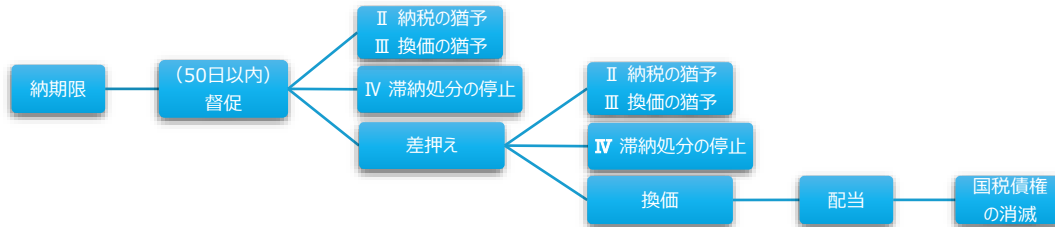
- 以下をすべて満たす代替財産を提供できますか？
滞納国税を全額徴収できる財産
換価が困難でない財産
担保等に供していない財産
- 以下の事業用財産が差し押さえられていませんか？
農業に必要な機械、器具等
漁業に必要な漁網、漁具等
職業や事業の継続に必要な機械、棚卸資産等

滞納処分とは？

滞納処分の概要

納税者が国税を納期限までに完納しない場合に、税務署が国税を強制的に徴収する手続きを滞納処分といいます。具体的には、財産を差し押さえたり、その財産を売却して国税収入を確保することです。国税のほか、固定資産税などの地方税や健康保険料なども、国税と同様に滞納処分が行われます。

滞納処分の流れ



差押えに係る日数等

国税の納期限から50日以内に督促状による督促がされます。督促状の発送から一定期間が経っても完納がないときは、徴収職員（税務署の職員など）は納税者の財産を差し押さえなければならないと規定されています。つまり、納期限を過ぎて約2ヶ月経過後に財産が差し押さえられることになります。督促状を受け取った際には、発送日付やその納期限をしっかりと確認しましょう。

国税債権の消滅時効

国税債権はその納期限の翌日から5年を経過した日に時効が成立します。つまり国税を納める必要がなくなります。ただし、差押えがされている間は時効が進みません。よって、ほとんどの場合は時効が成立しないことをご認識おください。

差押えに係る日数



時効の完成



延滞税について

軽減規定

納税の猶予など納税緩和制度の適用を受けた場合には、その猶予期間中は、延滞税が全額または一部が免除されます。たとえば「納期限前の国税に係る災害による納税の猶予」〔国通法 46①〕の場合は、延滞税の全額が免除されます。また、「事業等の休廃止による納税の猶予」〔国通法 46②三〕の場合は、延滞税の2分の1が免除されます。国税に加え、延滞税も緩和することができるので、前述の納税緩和制度を検討してください。

計算方法

延滞税 = {納付すべき本税の額 × 2.4% (8.7%) × 期間 (日数)} ÷ 365 日 ※令和6年の延滞税の割合
延滞税の計算方法 : <https://www.nta.go.jp/taxes/nozei/entaizei/keisan/entai.htm> →計算はこちら→
延滞税の割合 : https://www.nta.go.jp/taxes/nozei/entaizei/keisan/entai_wariai.htm



その他 (納税義務の拡張制度)

清算人等の第二次納税義務〔国徴法 34〕など、滞納者以外の者に補充的に納税義務を負担させる場合があります。連帯納付義務〔相税法 34〕により、他の相続人の相続税を連帯して納税しなければならない場合があります。